

# 令和4年度石川県ひきこもり支援拠点事業に係る業務委託（能登地区）仕様書

## 1 委託業務の名称

令和4年度石川県ひきこもり支援拠点（能登地区）（以下「ひきこもり支援拠点」という。）事業

## 2 委託業務の概要

本業務委託では、ひきこもり支援拠点の設置及び運営に関する業務を一括して実施する。

### （1）ひきこもり支援拠点（能登地区）の設置

- ①能登北部保健福祉センター管轄地域内に能登支援拠点を確保
- ②ひきこもり支援コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の確保

### （2）ひきこもり支援拠点の運営

- ①地域ネットワークの構築事業
- ②電話・来所による相談及び訪問支援（アウトリーチ）事業
- ③安心・安全に過ごせる居場所づくり事業
- ④ひきこもりに関する普及啓発事業

## 3 委託期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

## 4 開設する施設の名称

石川県ひきこもり支援拠点（能登地区）

## 5 業務の管轄地域

能登北部保健福祉センター管内の2市2町（珠洲市、輪島市、能登町、穴水町）、能登中部保健福祉センター管内の2市3町（七尾市、羽咋市、中能登町、志賀町、宝達志水町）とする。

## 6 開所日及び開所時間帯

毎週月から金曜日までの9時～17時まで（祝日、年末年始を除く）

## 7 支援の対象者

- （1）ひきこもり状態にある本人及びその家族
- （2）市町及びひきこもり支援機関

## 8 業務の内容

業務に当たっては、石川県ひきこもり地域支援センター並びに支援機関と情報共有する等、連携して業務を行うこと。なお、業務を行うに当たっては、国が示す「ひきこもり評価・支援に関するガイドライン」、その他当該制度に係る厚生労働省通達等を考慮した運営を行うこと。

(1) ひきこもり支援拠点（能登地区）の設置

①能登北部保健福祉センター管轄地域内にひきこもり支援拠点を確保

ひきこもり支援拠点の開設に伴い、窓口業務及び対象者の支援を行う場所を、能登北部保健福祉センター管轄地域内に確保する。オフィスの面積及び設備等については、支援に支障をきたさないよう十分な規模を確保すること。

②コーディネーターの確保

精神保健福祉士及び心理士、社会福祉士等の専門的な知識を有するコーディネーターを1名（専任）配置すること。

(2) ひきこもり支援拠点の運営

①地域ネットワークの構築事業

(ア) コーディネーターが中心となって、行政機関・教育機関・就労支援関係機関・民間支援団体等の関係機関と密接に連携し、ひきこもり状態にある者の情報共有や、個別ケースの支援計画の作成等、必要な対応を行う。

(イ) ひきこもり地域支援ネットワーク会議を開催する。

管轄圏域において、ひきこもり支援機関等による事例検討やネットワーク会議を月1回程度開催する。開催に当たっては、石川県ひきこもり地域支援センター及び県保健福祉センターと協議し、開催する。

②電話・来所による相談及び訪問支援（アウトリーチ）事業

ひきこもり状態にある本人及び家族、支援機関からの電話及び来所による相談対応を行う。訪問支援に当たっては、原則、本人の同意を得て行うこととする。なお、支援に当たっては、台帳や相談記録及び集計等を作成し、石川県ひきこもり地域支援センターに報告すること。

③安心・安全に過ごせる居場所づくり事業

本人及びその家族又は関係機関からの電話・来所による居場所支援の利用申し込み及び利用に関する相談を受け付ける。

個別支援を受けていない者について居場所の利用を希望する場合には、利用開始に当たり、家族や関係機関等から事前に必要な情報収集を行い、本人のニーズや配慮事項等を的確に把握する。

④ひきこもりに関する普及啓発事業

利用促進のため、チラシ、ポスター、ホームページ等を活用した広報を企画、実施すること。特に関係機関に対しては、訪問等により周知・広報活動を積極的に行い、本人が支援に繋がるよう依頼する。

## 9 業務報告

(1) 事業受託者は、別途石川県が定める方法により、本仕様書第2項に定める事業ごとに各事業の実施状況を定期的に報告すること。

(2) 業務完了後は、速やかに業務完了報告書や事業に要した経費内訳等を、本仕様書第2項に定める事業ごとに作成し、石川県に報告すること。

## 10 関係書類の整備

委託業務に係る会計は、他の業務に係る会計と区分して経理するとともに、会計関係帳簿等の本業務に係る書類を5年間保存すること。

## 1 1 個人情報等の取扱い

- (1) 個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに係る特記事項」を遵守し、適切な措置を講じるものとし、事業終了後も同様とする。
- (2) また、事業の実施に係る職員等が業務上知り得た情報は漏らさないよう、職員等に対して厳しく周知徹底を図る等の対策を講じること。
- (3) 業務に利用する電子メールの誤送信防止対策
  - ①電子メールを送信する前に、送信先アドレス、アドレス区分（宛先、CC、BCC）、件名、本文及び添付ファイル等に誤りがないか再確認すること。
  - ②一斉送信する場合は、必要がある場合を除き、他の送信先の電子メールアドレスが分からないようBCCを利用すること。
  - ③重要な電子メール（個人情報又は機密情報を含むメール、以下同じ。）を送信する場合は、必要に応じて、暗号化又はパスワード設定を行うこと。
  - ④一斉送信する場合や重要な電子メールを送信する場合は、複数職員による確認を行うこと。

## 1 2 仕様書の範囲

- (1) この仕様書は、受託者が実施する事業に適用するものとし、この仕様書に記載されていること以外は、関係法令等によって行うものとする。
- (2) 受託者は、本仕様書に定めのないものについても、本委託業務の遂行上必要と思われるものは、石川県と協議の上、了承されたものについてこれを行うことができるものとする。

## 1 3 次年度における業務の引継ぎに関する事項

計画期間終了後に新受託者に同業務を引き継ぐ必要が生じた場合は、計画期間中に引継期間を設け、確実に新受託者及び石川県ひきこもり地域支援センターに業務を引き継ぐこと。なお、新受託者への引継業務のために必要な経費については、本事業に係る経費の対象外とする。

## 別記

### 個人情報の取扱いに係る特記事項

#### (趣旨)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

#### (秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

#### (取得の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うため個人情報を取得するときは、その事務も目的を明確にし、当該目的の達成のために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

#### (適正管理)

第4 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

#### (従事者の監督)

第5 乙は、その従事者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の適正な管理が図られるよう、当該従事者に対する必要な監督を行わなければならない。

#### (目的外利用及び提供の禁止)

第6 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による指示又は承認を受けたときは、この限りではない。

#### (複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りではない。

#### (再委託の禁止)

第8 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務について、第三者に再委託し、又は下請させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りではない。

2 乙は、甲の承認により第三者に個人情報を取り扱う事務を再委託し、又は下請させる場合には、甲が乙に求めた個人情報の保護に関し必要な措置と同様の措置を当該第三者に書面により求めるものとする。

(資料等の返還)

第9 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、本契約終了後直ちに甲へ返却しなければならない。ただし、甲が書面により別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(管理状況の報告等)

第10 甲は、乙がこの契約による事務を行うに当たり、個人情報の取扱責任者の設置及びその他個人情報の管理状況について報告を求め、又は調査をすることができるものとする。

(事故報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、直ちにその状況を甲に通知し、適切な措置をとらなければならない。また、調査結果を遅滞なく甲に報告しなければならない。

(指示)

第12 甲は、乙がこの契約による事務を行うために取り扱っている個人情報の管理状況について、不適切と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。